

1. ご説明をいただきたい事項

- (1) 障害児通所支援事業（児童発達支援）の制度概要について
- (2) 障害児通所支援事業（児童発達支援）の指定に至るまでの手続き等について
- (3) 指定後の集団指導、運営指導及び監査について
- (4) 障がい児通所給付受領のお知らせについて
- (5) 本件監査について
- (6) 提出された記録中、「行政処分等の実施及び程度決定に当たっての考え方」について
- (7) その他

2. ご回答をいただきたい事項

- (1) ぶどうの家このみ（以下「当該事業所」という。）の現状（定員、現利用者数、現職員数、等）について
- (2) 障害児通所給付費にかかる支給手続きの流れについて
- (3) 阪本織布株式会社（以下「阪本織布」という。）から提出された新規指定申請は、特に問題なく受理され指定に至ったのですか。
- (4) 当該事業所開所以降の行政チェックについて（集団指導、運営指導、監査について）、その概要と結果は。
- (5) 当該事業所の集団指導への出席状況は。
- (6) 令和4年（2022年）4月に当該事業所が開所されて以降、同事業所に対して運営指導は行ったのですか。
- (7) 当該事業所に対する運営指導の実施実績とその結果は。
- (8) 当該事業所に対する是正指導や改善勧告等の発出実績は。
- (9) 事実上引き継いだとされる前事業所に対する運営指導等の実績とその結果は。
- (10) 同事業所（前事業所）に対する是正指導や改善勧告等の発出実績は。
- (11) 前事業所の廃止と新事業所の指定との関係について、行政として確認した事項は何かありますか。
- (12) 障がい児通所給付受領のお知らせは、法律上の義務ですか。
- (13) 同お知らせは、事業所が給付費の支払いを受けた（代理受領した）場合、保護者に対して速やかに通知することになっていますが、当該事業所では適切に行われていたのですか。大阪府において確認、指導は行っていたのですか。また、通知対象となる保護者にも、その有無等の確認（聞き取り）は行いましたか。
- (14) 本件については、問題の発覚から行政処分に至るまでに1年5か月余りの期間を要していますがその理由は。
- (15) 通常、監査案件として認知してから、監査結果が出るまでにはどれくらいの時間を要するのですか。

- (16) 大阪府への本件に関する第一報は、羽曳野市から行われています（羽曳野市保健福祉部福祉指導監査課長発、令和 7 年 5 月 20 日付、羽保福指第 449 号「貴府所管の児童発達支援事業者の不正請求に関する情報について（通知）」）。

この通知には、阪本織布株式会社から提出された令和 7 年 5 月 10 日付の「経緯報告書」が添付されています。

同報告書には、同社が運営する児童発達支援「このみ」および放課後等デイサービス「あおば」において不正請求があったこと、本件の発覚から同報告書の提出に至るまでの経過が記されています。

これを受け、大阪府は羽曳野市に対して、行政処分を前提とした調査依頼を行いました（大阪府福祉部障がい福祉室生活基盤推進課長発、令和 8 年 2 月 12 日付、障生第 1982-2 号「指定障害児通所支援事業者に対する行政処分等の決定に関する調査について（依頼）」）。

同依頼書において、調査対象の事業所およびサービスは「ぶどうの家このみ（児童発達支援）」と特定されています。

については、本件依頼にあたり、対象事業所を「ぶどうの家このみ（児童発達支援）」に特定するに至った大阪府の調査や手続き、具体的な意思決定過程についてご説明ください。

- (17) 大阪府への本件に関する第一報は、羽曳野市から行われています（羽曳野市保健福祉部福祉指導監査課長発、令和 7 年 5 月 20 日付、羽保福指第 449 号「貴府所管の児童発達支援事業者の不正請求に関する情報について（通知）」）。

この通知には、阪本織布株式会社から提出された令和 7 年 5 月 10 日付の「経緯報告書」が添付されています。

同報告書には、同社が運営する児童発達支援「このみ」および放課後等デイサービス「あおば」において不正請求があったこと、本件の発覚から同報告書の提出に至るまでの経過が記されています。

これを受け、大阪府は羽曳野市に対して、行政処分を前提とした調査依頼を行いました（大阪府福祉部障がい福祉室生活基盤推進課長発、令和 8 年 2 月 12 日付、障生第 1982-2 号「指定障害児通所支援事業者に対する行政処分等の決定に関する調査について（依頼）」）。

同依頼書において、調査対象の事業所およびサービスは「ぶどうの家このみ（児童発達支援）」と特定されています。

については、本件依頼にあたり、対象事業所から「ぶどうの家あおば（放課後等デイサービス）」が除外されるに至った大阪府の調査や手続き、具体的な意思決定過程についてご説明ください。

- (18) 今回の事案の全体像（概要）について
- (19) 羽曳野市から情報提供を受けた時点で、大阪府は本件についてどの程度の事実を把握していましたか。
- (20) 本件処分に至る経緯として、どのような調査が行われたのですか。当該事業所に赴き、事業所内の状況やサービス提供記録簿等の書類の確認が行われたのですか。
- (21) 「サービス提供実績記録表」や「個別支援計画書」へは保護者の署名捺印が求められます。本件ではこれを偽造していたとされています。これは、刑法の有印私文書偽造罪等に該当するのではないのでしょうか。また、犯罪があると思慮するときは、刑事訴訟法第 239 条第 2 項に基づき告発する義務があると考えます。本件における告発の当否についての検討状況も含め、大阪府の見解を伺います。
- (22) 令和 7 年 5 月 20 日に羽曳野市から情報提供がなされてから、同年 12 月 2 日の監査実施に至るまで半年余りの期間を要しています。この間、大阪府においていかなる対応や調査が行われていたのですか、その経緯を明らかにしてください。
- (23) 阪本織布から返還額集計表が提出されていますが、この表はどういう趣旨で作成されたのですか。
- (24) 不正請求にかかる返還額の算定については、当該事業者からの提出資料にのみ依拠するのではなく、大阪府が自ら資料等を精査・確認し積算すべきです。当該事業所に赴いて調査した記録が見当たりませんが、事業者側から提出された資料をそのまま採用しているのですか。大阪府としての見解を伺います。
- (25) 提出された記録にある「行政処分等の実施及び程度決定に当たっての考え方」に基づく行政処分等（案）の決定文書について伺います。本件では、具体的にどのような違反の事実や状況を重く見て、今回の指定の一部効力の停止 6 か月間といった処分の重さを決定されたのでしょうか。決定に至るまでの詳しいプロセスや、その判断根拠についてご説明をお願いします。
- (26) 提出された記録（令和 7 年 12 月 9 日付「監査等における確認調書（質問類末書）」）の問 5 に対し、被聴取者は「初年度（令和 4 年度）は、やったという認識はあまりない」と回答しています。
- しかしながら、当該事業所が提出した「返還等集計」には、不正受給の額として令和 4 年度分が集計・計上されており、両者の整合性がとれておりません。
- このような矛盾があるにもかかわらず、大阪府は令和 4 年度分を処分対象の期間に含めず、また給付費の返還対象外と判断された理由、及びその根拠は何でしょうか。令和 4 年度分を対象外と判断するに至ったプロセス（実施した調査の内容等）を含め、具体的な理由と根拠について明確なご説明をお願いします。
- (27) 提出された記録にある「行政処分等の実施及び程度決定に当たっての考え方」に基づく行政処分等（案）の決定文書について、本件においては、具体的にどのようなプ

プロセスや判断根拠を経て違反事実を認定し、今回の処分内容及び返還額が決定されたのか、その背景も含めて明確な説明を求めます。

また、併せて以下の文書の提出も求めます。

① 「行政処分等の実施及び程度決定に当たっての考え方」(処分事由ごとの基本となる処分等の態様等や行政処分等の程度決定の基本的な考え方等が記されている文書)

② 大阪府指定障がい福祉サービス事業者等指導及び監査実施要綱

③ 大阪府指定障がい福祉サービス事業者等監査実施要領

(28) 提出された記録「障害者総合支援法及び児童福祉法に基づく指定取消等の行政処分について(情報提供書)」の「6. 事業所の規模」の項において、利用者数が空欄となっています。当該箇所には「利用者数は弁明通知の際に確認します。」とのメモが残されていますが、その確認結果を明らかにしてください。

また、同タイトルの文書は複数提出されているものの、いずれの文書においても当該項目の利用者数が空欄のままとなっています。定員や実際の利用者数などの把握は行政処分を行ううえで不可欠かつ極めて重要な情報であると考えられますが、これらが全て空欄となっている理由について、大阪府の見解を求めます。

(29) 生活基盤推進課長発令和8年2月12日付障生第1982-2号「指定障害児通所支援事業者に対する行政処分の決定に関する調査について(依頼)」について、以下の点について見解を伺います。

大阪府における指定障害児通所支援事業者への行政処分手続きにおいて、当該調査・照会は、法令等に基づき通常講じられる一般的な義務的手続きでしょうか。それとも、本件固有の事情による例外的な措置でしょうか。

(30) 生活基盤推進課長発令和8年2月12日付障生第1982-2号「指定障害児通所支援事業者に対する行政処分の決定に関する調査について(依頼)」についての確認事項において、「当課としては、指定取消又は全部効力停止相当と判断する可能性が高いと考える」との見解が示されています。

本件処分にあたり、代替サービスの確保の見込みの有無について、大阪府はどのような根拠に基づき、どのように判断されたのですか。その時点での利用者の状況や近隣施設の利用状況、受け入れ体制等を含めてご説明ください。

(31) 起案文書(令和8年3月6日付障生第1982-3号)「指定障がい児通所支援事業者等への監査結果について(阪本織布株式会社)」の添付文書「行政処分等の実施及び程度決定に当たっての考え方」に基づく行政処分等(案)の決定について」の「4 処分(案)」には、「本事案の処分等の程度は『指定の全部効力停止』であるが、『考え方』3(4)に基づき、その妥当性について、利用者保護及び事業所運営体制等の観点から検証を実施。」とあります。

については、この「利用者保護及び事業所運営体制等の観点から」、具体的にどのような検証が行われたのかご説明ください。

(32) 元管理者のA氏が不正請求を行っていたとされていますが、その動機についてはどのように認定したのですか。

(33) 不正請求を行う動機一般については、どのようなことが考えられますか。

(34) 指定権者である大阪府としては、本件の発生するに至った根本的な原因について、どのように認識されていますか。

(35) 本件は、通所実績のない子どもの関係書類を偽造し通所を装い、1年8ヶ月にわたり給付費を不正に請求していたという事案です。通所記録も偽造されていたのか、どういった経緯で発覚に至ったのでしょうか。

(36) 本件監査において、当事者はどのような説明を行っていましたか。

(37) 元管理者のA氏による不正請求の件について、実際の請求手続きでは具体的にどのような手法が用いられていたのですか。

(38) 不正請求に関与した職員は、元管理者であるA氏のみですか。また、同氏に対する行政上の処分や今後の対応状況についてお聞かせください。

併せて法人としての組織的な問題と、元管理者個人の不正行為としての問題を、どのように区別して認定されたのか、大阪府の見解を伺います。

(39) 本件では、サービスの利用実績がない他市の子どもたちが、利用者として仕立て上げられていたようです。しかし、仮にその子どもたちが他の事業所で実際にサービスを利用していた場合、不正が発覚することはないのでしょうか。

(40) 当該子どもたちが受給者証を所持しているにもかかわらず、サービスを利用していないという状況を、元管理者のA氏が把握できた（していた）のは何故ですか。

(41) 不正請求で得た金はどのように処理されていましたか。

(42) 着服（私的流用）や特定個人への還流などは認められなかったのですか。

(43) 1年8か月もの間、20回にわたり不正請求が繰り返されていたにも関わらず、何故発覚しなかったのですか。何らかの組織的な意図等は確認できなかったのですか。

また、長期にわたり反復継続された本件不正受給行為は刑法の詐欺罪に該当するのではないのでしょうか。

さらに、犯罪があると思慮するときは、刑事訴訟法第239条第2項に基づき告発する義務があると考えます。本件における告発の当否についての検討状況も含め、大阪府の見解を伺います。

(44) 支給手続きにおける施設長や運営会社側の関与の有無について確認しましたか。

(45) 本件の様なケースは、内部告発がなかったら発覚しないと考えられますか。

(46) 不正請求を未然に防げなかった背景と要因について、大阪府の見解を求めます。

(47) 本件のような事案を防ぐにはどうすればよいか、また、制度の見直しについて検討

したことはないのか、大阪府の見解を求めます。

(48) 本件監査結果について、大阪府の見解と当事者の見解が異なっている部分（争っている部分）はありますか。

(49) 児童福祉法第 57 条の 2 第 2 項には、「その返還させる額に百分の四十を乗じて得た額を支払わせることができる」と規定されています。この規定において、不正受給額の返還を求める際に加算金を課すか否か（あるいは全額か一部かなど）は、返還を請求する側（自治体等）の裁量によって任意に決定できるということでしょうか。

(50) 返還を求める各市は、加算金も含んで返還請求を行っているのですか。その内訳は（団体ごとの不正受給と認定した額・加算金額・合計返還額）。

(51) 上記返還金（加算金を含む。）はいつまでに全額返還されるのですか。

(52) 本件処分と時期を同じくして、市内の指定障害福祉サービス事業者が指定取消処分を受けています。当該取消処分に至るまでの手続は、本件と同一の手続を経てなされたものですか。

(53) 本件事業所の運営法人である阪本織布の取締役社長が、大阪維新の会所属の羽曳野市議会議員である阪本菜津代氏であることを知っていましたか。また、その事実はいつ知りましたか。

(54) その他

以上